

札幌市商店街感染防止対策強化支援事業補助金交付要綱

令和2年12月9日制定

(通則)

第1条 札幌市商店街感染防止対策強化支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的等)

第2条 この事業は、商店街における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済活動を両立させるため、「北海道スタイル」を踏まえた店舗運営を促進し、商店街を活性化することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 商店街等

商店街振興組合、商店街を地区とする事業協同組合、市長が適当と認める任意の商店街をいう。

(2) 会計年度

各年の4月1日からその翌年の3月31日までとする。

(3) 反社会的勢力

札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者をいう。

(補助対象者)

第4条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、札幌市内を区域とする商店街等とする。

2 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街等が取り組む事業のうち、以下のものとする。

(1) 感染症の拡大を防止するための物品の購入

(2) 「商店街 新型コロナウイルス感染防止対策事例集&手引き」に基づき、商店街事務局が加盟店を対象に実施する感染防止対策の現地指導

(3) 商店街が実施する感染防止に係る取組の周知や広報

(4) 「北海道スタイル」に基づく感染防止対策を講じた上で実施する商店街の魅力発信事業

(5) その他市長が特に有益と認める感染症防止対策事業

(補助対象事業の内容)

第6条 商店街等は、この補助金を受けて事業を実施するにあたっては、「北海道スタイル

ル」の実践を徹底するとともに、来街者にこれを周知しなければならない。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる事業の実施に要するものとして明確なものであって、交付決定日以降に生じる経費のうち、市長が必要かつ適当と認める経費とする。

2 前項の経費は、要領で定める。

3 第1項の規定に関わらず、要領に定める日以降に生じる経費であって、申請者が事前に事業に着手する旨を届け出た場合には、交付決定日前の経費であっても、補助対象経費とすることができる。

(補助金)

第8条 補助金は、前条に定める補助対象経費について、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第9条 この要綱による補助金の交付を申請する者は、市長の定める期日までに、要領で定める補助金交付申請書及び関係書類を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があつた場合には、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定するときは、その予定額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対して、要領に定める補助金交付決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要と思料する場合には、交付決定に必要な条件を付することができる。

4 市長は、補助金の不交付を決定した場合には、要領で定める補助金不交付決定通知書により通知するものとする。

(経費の節減)

第11条 この要綱による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施に当たり経費の節減に努めなければならない。

(事業の変更・中止)

第12条 補助事業者が事業内容を変更し、又は事業を中止するときは、要領で定める場合を除き、要領で定める事業計画変更申請書をあらかじめ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された事業計画変更申請書を審査し、当該事業内容の変更等について理由があると認められるときは、これを承認し、当該補助事業者に対し要領で定める事業計画変更承認通知書により通知するものとする。

3 新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、市長が事業内容の変更や事業中止を求めた場合は、補助事業者はこれに従わなければならない。

(事業完了報告書類の提出)

第13条 補助事業者は、事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は事業を実施した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業完了報告書その他の関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定により提出された事業完了報告書その他の関係書類を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 この要綱に定める補助金は、前条の規定による補助金確定額の通知後、速やかに交付する。

(概算交付)

第16条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助事業者から申請があった場合には、要綱第5条第1項第2号に掲げる事業を除く交付決定額を上限に補助金を概算で前払いすることができる。

2 第14条の規定により、確定した金額が概算交付額に満たない場合には、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、事業について必要な調査を行うことができる。

(補助金交付決定の取消し等)

第18条 各事業の補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金交付の取消し又は補助金交付額の減額を行うことができる。

(1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

(2) 本要綱第10条第3項の条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同一の事業において、国や道及び他の自治体等で実施する助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けたとき。

(4) 前各号のほか、特に市長が不適当と認めるとき。

2 市長は前項の規定による処分をするときは、各事業の補助事業者に対して、その理由を示さなければならない。

3 市長は、第1項の規定による処分が補助金交付後である場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にして帳簿等の証拠書類を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任規定)

第20条 この要綱の実施に関しその他必要な事項は、産業振興部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年12月10日から施行する。